

条 文	解 説
<p>(まちづくり参画における市の責務)</p> <p>第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p><第2項> 更に、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況（今回の調査から追加）	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(総務課)</p> <p>■審議会等の公募市民無作為抽出型登録制度公募市民等無作為抽出型登録制度</p> <p>市政への市民参画の機会を創出し、多様な市民の意見等を市政に反映させるため、審議会等の公募市民の無作為抽出による登録制度を実施している。</p> <p>市民協働・人権、子育て・教育、環境・ごみ減量化、福祉・健康・医療、行政経営・防災、生涯学習・スポーツ、景観・まちづくり、産業・環境観光の8分野に合計284名に総計 815名(H25.6~H27.6:284名、H27.6~H29.6:349名、H29.6~H31.6:182名)の市民に登録いただいた。</p> <p>平成25年度は平成29年度末まで、8→累計33の審議会等(ワークショップ等を含む。)で当制度を活用し、合計19名累計96名の公募市民を選出した</p>	<p>(総務課)</p> <p>・多くの方に登録いただいているが、登録期間である2年の間、一度も公募市民として審議会等に参加していただけない場合がある。</p>	<p>・生駒市人権擁護に関する条例</p> <p>・生駒市男女共同参画推進条例</p>	<p>・公募市民、一部事業に係るワークショップだけでなく、より市民が参画でき、討議や意見の把握ができる方法を検討・実施していく必要があると考えます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>・より多くの機会が多様な市民の意見等を市政に反映させるため、公募市民等の登録名簿を審議会等に限らず、ワークショップ、市民会議等の参加者選定やアンケート調査その他の広く市民の意見を聴くための事業に使用できるよう「生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱（平成25年4月1日制定、平成29年5月1日改正）」を平成29年度に改正した。</p> <p>この改正を踏まえ、平成29年度において、市民に対して実施するアンケートを登録いただいている185名に送付し、96人から回答を得た。</p>	<p>特になし</p>	
<p>(秘書企画課)</p> <p>■市民政策提案制度</p> <p>市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。市民の問題意識に即した事業を実施するとともに、まちづくりに対する市民の当事者意識を醸成することを目的としている。</p> <p>平成28年2月に要綱を改正し、1人でも提案できるよう、要件を緩和した。</p> <p>平成30年12月時点で5件の応募があり、2件を採択した。</p> <p>1「市民が市に自発的に提案を行う方法」</p> <p>→提案者の要件 市内に在住、在勤、在学する者10名以上の署名が必要</p> <p>→提案できる内容</p>	<p>(秘書企画課)</p> <p>・一定数の市民の総意に基づく提案をより多くの市民に提出いただくため、10名以上の連署が必要であると定めているが、この人数が妥当な要件であるか、今後検証が必要である。</p>				<p>特になし</p>	